

令和4年第4回足立区議会定例会提出案件（追加）

令和4年12月20日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	1	令和4年度足立区一般会計補正予算(第9号)	
	2	足立区長等の給料の特例に関する条例	区長、副区長及び教育委員会教育長の 給料月額の減額
	3	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	期末手当の改定及び支給月の廃止に関する規定整備
	4	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	期末手当の支給月廃止に関する規定整備
	報告 1	専決処分した事件の報告について	損害賠償の額の決定 1件 49,500円

令和4年度 各会計別補正予算(案)概要

令和4年12月

区 分	令 和 4 年 度 予 算 額			前 年 度 予 算 額 B	比 較 増 減	
	既定予算額	補正予算額	計 A		C=A-B	C/B×100
一 般 会 計 (第 9 号 補 正)	千円 336,684,811	千円 4,195	千円 336,689,006	千円 360,010,744	千円 △23,321,738	% △6.5
国民健康保険特別会計	72,334,271	0	72,334,271	71,969,257	365,014	0.5
介護保険特別会計	69,201,749	0	69,201,749	64,630,807	4,570,942	7.1
後期高齢者医療特別会計	17,283,568	0	17,283,568	15,908,975	1,374,593	8.6
合 計	495,504,399	4,195	495,508,594	512,519,783	△17,011,189	△3.3

*前年度予算額は、各会計とも令和3年度の最終予算額である。

令和4年度 一般会計補正予算(第9号)総括表

(1)歳入予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比 較 増 減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	51,542,402	0	51,542,402	15.3	50,784,068	14.1	758,334	1.5
2 地方譲与税	965,701	0	965,701	0.3	1,027,001	0.3	△61,300	△6.0
3 利子割交付金	108,000	0	108,000	0.0	127,000	0.0	△19,000	△15.0
4 配当割交付金	592,000	0	592,000	0.2	682,000	0.2	△90,000	△13.2
5 株式等譲渡所得割交付金	691,000	0	691,000	0.2	768,000	0.2	△77,000	△10.0
6 地方消費税交付金	15,300,000	0	15,300,000	4.5	16,100,000	4.5	△800,000	△5.0
7 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
8 環境性能割交付金	238,000	0	238,000	0.1	207,520	0.1	30,480	14.7
9 ゴルフ場利用税交付金	1,648	0	1,648	0.0	1,884	0.0	△236	△12.5
10 地方特例交付金	572,000	0	572,000	0.2	716,154	0.2	△144,154	△20.1
11 交通安全対策特別交付金	72,000	0	72,000	0.0	79,000	0.0	△7,000	△8.9
12 特別区交付金	102,168,470	0	102,168,470	30.3	102,006,098	28.3	162,372	0.2
13 分担金及び負担金	2,308,919	0	2,308,919	0.7	2,427,937	0.7	△119,018	△4.9
14 使用料及び手数料	4,153,682	0	4,153,682	1.2	4,217,431	1.2	△63,749	△1.5
15 国庫支出金	85,681,792	0	85,681,792	25.4	105,303,292	29.3	△19,621,500	△18.6
16 都支出金	27,955,168	0	27,955,168	8.3	26,866,360	7.5	1,088,808	4.1
17 財産収入	428,136	0	428,136	0.1	930,599	0.3	△502,463	△54.0
18 寄付金	22,909	0	22,909	0.0	180,633	0.1	△157,724	△87.3
19 繰入金	34,909,072	4,195	34,913,267	10.4	36,072,296	10.0	△1,159,029	△3.2
20 繰越金	5,328,062	0	5,328,062	1.6	4,231,493	1.2	1,096,569	25.9
21 諸収入	3,641,849	0	3,641,849	1.1	3,465,977	1.0	175,872	5.1
22 特別区債	4,000	0	4,000	0.0	3,816,000	1.1	△3,812,000	△99.9
歳 入 合 計	336,684,811	4,195	336,689,006	100.0	360,010,744	100.0	△23,321,738	△6.5

*前年度予算額は、令和3年度の最終予算額である。

*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

(2)歳出予算款別表

科 目 (款)	既定予算額	補正予算額	計		前年度予算額		比 較 増 減	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年度比
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	933,761	4,195	937,956	0.3	925,148	0.3	12,808	1.4
2 総務費	37,206,747	0	37,206,747	11.1	43,379,073	12.0	△6,172,326	△14.2
3 民生費	162,378,666	0	162,378,666	48.2	168,599,180	46.8	△6,220,514	△3.7
4 産業経済費	6,338,573	0	6,338,573	1.9	3,368,281	0.9	2,970,292	88.2
5 環境衛生費	33,429,407	0	33,429,407	9.9	31,639,003	8.8	1,790,404	5.7
6 土木費	28,809,983	0	28,809,983	8.6	24,888,227	6.9	3,921,756	15.8
7 教育費	38,023,600	0	38,023,600	11.3	58,323,365	16.2	△20,299,765	△34.8
8 公債費	3,443,772	0	3,443,772	1.0	5,747,017	1.6	△2,303,245	△40.1
9 諸支出金	25,720,302	0	25,720,302	7.6	22,541,450	6.3	3,178,852	14.1
10 予備費	400,000	0	400,000	0.1	600,000	0.2	△200,000	△33.3
歳 出 合 計	336,684,811	4,195	336,689,006	100.0	360,010,744	100.0	△23,321,738	△6.5

*前年度予算額は、令和3年度の最終予算額である。

*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

令和4年度 一般会計補正予算(第9号)性質別経費

区 分	令和4年度予算額					前年度予算額		比較増減	
	既定予算額		補正予算額	計		金 額 B	構成比	金 額 C=A-B	前年度比 C/B×100
	金 額	構成比	金 額	金 額 A	構成比				
人 件 費	千円 40,434,174	% 12.0	千円 4,195	千円 40,438,369	% 12.0	千円 39,861,443	% 11.1	千円 576,926	% 1.4
扶 助 費	110,881,694	32.9	0	110,881,694	32.9	109,145,739	30.3	1,735,955	1.6
公 債 費	3,443,772	1.0	0	3,443,772	1.0	5,747,017	1.6	△2,303,245	△40.1
投 資 的 経 費	41,512,760	12.3	0	41,512,760	12.3	48,890,194	13.6	△7,377,434	△15.1
その他一般行政経費	140,412,411	41.7	0	140,412,411	41.7	156,366,351	43.4	△15,953,940	△10.2
合 計	336,684,811	100.0	4,195	336,689,006	100.0	360,010,744	100.0	△23,321,738	△6.5

*前年度予算額は、令和3年度の最終予算額である。

*構成比は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

令和4年度 一般会計補正予算(第9号) 主要事業概要

款 別	補正額	事 業 名	金 額	計 上 概 要
	千円		千円	
議会費	4,195	1 議員報酬事務	4,195	1 区議会議員の期末手当の増 4,282千円 令和4年12月14日に足立区特別職議員報酬等審議会において、区議会議員の期末手当を0.1月引き上げる答申があった。この答申を踏まえ、期末手当を改定するため、「足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の上程に合わせ、必要な予算を増額する。 期末手当の支給月数を3.60月から3.70月に引き上げ、各役職に応じて差額を算定する。 予算現額154,131千円－決算見込額158,413千円＝不足額4,282千円 【内訳】 (1)議長 +137千円 @943,000円×加算率1.45×0.1月(3.70月-3.60月)×1人＝136,735円 (2)副議長 +117千円 @808,000円×加算率1.45×0.1月(3.70月-3.60月)×1人＝117,160円 (3)委員長 +1,078千円 @676,000円×加算率1.45×0.1月(3.70月-3.60月)×11人＝1,078,220円 (4)副委員長 +2,058千円 @645,000円×加算率1.45×0.1月(3.70月-3.60月)×22人＝2,057,550円 (5)議員 +892千円 @615,000円×加算率1.45×0.1月(3.70月-3.60月)×10人＝891,750円 2 役職改選にかかる報酬の減 △87千円 決算特別委員会の委員長・副委員長の役職改選にかかる報酬の実績が確定したため、不用額を減額する。 予算現額121千円－決算見込額34千円＝不用額87千円
合 計	4,195			

特定目的基金の積立状況

予算ベース		↓R3決算時(一般会計)																	(単位:千円)	
一般会計		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
項	目	3年度末 現在高a	4年度 当初積立	4年度 当初取崩	4年度 当初現在高	1号 取崩	2号 取崩	3号 取崩	剰余金 基金編入	5号 積立	5号 取崩	6号 取崩	7号 積立	7号 取崩	8号 取崩	9号 積立	9号 取崩	4年度末 現在高b	年度末 現在高比較b-a	
1	財政調整基金	47,666,161	16,250	11,541,001	36,141,410	540,843	65,298	2,622,926	6,000,000			633,764	1,499	△ 1,097,431	1,033,000		4,195	38,340,314	△ 9,325,847	
2	減債基金	5,361,091	*	44,600	5,163,691													5,163,691	△ 197,400	
3	公共施設建設資金積立基金	47,367,446	34,510	6,196,799	41,205,157						252,000			△ 296,955				41,250,112	△ 6,117,334	
4	地域福祉振興基金	5,180,416	16,396	1,078,528	4,118,284									△ 26,145				4,144,429	△ 1,035,987	
5	義務教育施設建設等資金積立基金	59,394,822	42,240	8,658,599	50,778,463									△ 31,461				50,809,924	△ 8,584,898	
6	育英資金積立基金	1,575,683	369,009	324,752	1,619,940						10,600			5,000				1,604,340	28,657	
7	住宅等対策資金積立基金	1,417	10	0	1,427					△ 10	1,417							0	△ 1,417	
8	一般区営住宅改修整備資金積立基金	2,143,205	151,770	476,693	1,818,282													1,818,282	△ 324,923	
9	環境基金	364,626	400	30,000	335,026													335,026	△ 29,600	
10	文化芸術振興基金	149,869	330	12,600	137,599													137,599	△ 12,270	
11	竹の塚鉄道立体化及び関連都市計画 事業資金積立基金	3,429,815	3,340	1,151,474	2,281,681									13,000				2,268,681	△ 1,161,134	
12	緑の基金	1,224,289	3,750	24,455	1,203,584													1,203,584	△ 20,705	
13	協働・協創パートナー基金	217,110	2,190	9,000	210,300													210,300	△ 6,810	
14	子ども・子育て施設整備基金	697,228	72,017	45,082	724,163			11,750			14,335			△ 17,458				715,536	18,308	
15	大学病院施設等整備基金	499,680	1,720	500,000	1,400								△ 1,399					1	△ 499,679	
16	防災減災対策整備基金	5,234,877	4,620	410,000	4,829,497					1,818,854								6,648,351	1,413,474	
17	あだち子どもの未来応援基金	224,597	201,080	20,510	405,167						256							404,911	180,314	
合 計		180,732,332	964,232	30,721,493	150,975,071	540,843	65,298	2,634,676	6,000,000	1,818,844	278,608	633,764	100	△ 1,451,450	1,033,000	0	4,195	155,055,081	△ 25,677,251	

介護保険特別会計

項	目	3年度末 現在高a	4年度 当初積立	4年度 当初取崩	4年度 当初現在高					1号 積立	1号 取崩							4年度末 現在高b	年度末 現在高比較b-a	
18	介護保険給付準備基金	4,321,157	3,820	1,648,000	2,676,977					632,061								3,309,038	△ 1,012,119	

※満期一括償還方式地方債年6%減債基金積立ルールについて
満期一括償還方式の地方債を発行した場合、満期日に元金全額を償還することになり、満期償還年度の財政負担が増大する。そのため、満期一括償還方式市場公募債の償還方法については、元金償還財源の確保及び世代間負担の公平を図る観点から、発行後4年目から毎年度元金の6%相当額を減債基金に積み立てていくこととしている(平成4年1月20日自治省財政局地方債課長通知)。このルールに準拠して足立区では満期一括償還方式地方債について発行後4年目から元金の6%分を減債基金へ積み立てている。これにより、地方債発行後20年で元金全額分を積み立てることになる。

※表示金額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整していないため合計に一致しない場合がある。

議員提出第10号議案

足立区議会個人情報の保護に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年 月 日

提出者

足立区議会議員	新井	ひでお
同	くぼた	美幸
同	長澤	こうすけ
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	長谷川	たかこ
同	鹿浜	昭
同	佐々木	まさひこ
同	はたの	昭彦
同	くじらい	実

足立区議会議長 工藤 哲也 様

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会個人情報保護に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 足立区議会個人情報保護審査会（第47条～第52条）
- 第6章 雑則（第53条～第58条）
- 第7章 罰則（第59条～第63条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、足立区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記

載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（２） 個人識別符号が含まれるもの

２ この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（１） 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

（２） 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

３ この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報という。

４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで、第５１条及び第７章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、

足立区議会情報公開条例（平成12年条例第122号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する情報（以下「議会情報」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

（1） 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（2） 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

（1） 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

（2） 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情

報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、議会情報に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。

第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、地方独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第59条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが高いものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、

その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の

目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の係又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条第1項	開示請求者の負担とする	開示請求者の負担とする。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があ

		ると認めるときは、費用を減額し、又は免除することができる
第30条第2項	開示請求者の負担とする	開示請求者の負担とする。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、費用を減額し、又は免除することができる
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項 及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要が

あると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第55条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書

便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第54条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 開示請求に係る保有 개인정보が記録されている議会情報の名称その他の開示請求に係る保有 개인정보を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第8条各号に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない

ない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）

に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、

地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のう

ちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条

の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求

に係る保有個人情報があるが前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の費用負担）

第30条 この条例の規定による保有個人情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該保有個人情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。

- 2 この条例の規定による保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- （1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- （2） 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第54条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3） 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第54条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第5章第47条に規定する足立区議会個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 足立区議会個人情報保護審査会

（設置）

第47条 第45条第1項の規定による諮問に応じて審査するため、足立区議会個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第48条 審査会は、委員6人で組織する。

- 2 審査会の委員は、足立区議会議員のうちから議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会に会長及び副会長を置く。
- 5 会長及び副会長は、委員が互選する。

（会議）

第49条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。

（情報の提示）

第50条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

（意見聴取等）

第51条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、学識経験者及び職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見若しくは説明を求めることができる。

2 審査会は、審理のため必要があると認めるときは、議長に対して不開示の部分について不開示条項、不開示理由を記載した資料の作成を求めることができる。

（秘密の保持）

第52条 審査会の委員（職を退いた後も含む。）は、審査を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。学識経験者及びその他の関係人にあっても、同様とする。

第6章 雑則

（適用除外）

第53条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する議会情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第54条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第55条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（学識経験者等への意見聴取）

第56条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、学識経

験者等に意見又は説明を求めることができる。

(施行の状況の公表)

第57条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第58条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第7章 罰則

第59条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 前3条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第63条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議員提出第 1 1 号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 月 日

提 出 者

足立区議会議員	新	井	ひ	で	お
同	く	ぼ	た	美	幸
同	長	澤	こ	う	すけ
同	ぬ	か	が	和	子
同	鈴	木	あ	き	ら
同	長	井	ま	さ	のり
同	岡	安	た	か	し
同	長	谷	川	た	か
同	鹿	浜			昭
同	佐	々	木	ま	さ
同	は	た	の	昭	彦
同	く	じ	ら	い	実

足立区議会議長 工 藤 哲 也 様

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例（案）

足立区議会情報公開条例（平成12年足立区条例第122号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「個人生活」を「個人」に改める。

第4条第2項中「情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他情報に関する必要な事項について」を「前項の目的を達成するため、必要な事項について規程等で」に改める。

第8条第1号本文を次のように改める。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

第8条第1号ウを次のように改める。

ウ 当該情報が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第8条第2号中「開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の利益を明らかに損なうと認められるもの」を「次に掲げるもの」

に改め、同号に次のように加える。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第8条第4号を次のように改める。

- (4) 議会の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、調査、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、議会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 重大な社会的障害の発生のおそれ

第9条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第11条の見出し中「存否に関する情報」を「存否応答拒否」に改め、同条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第12条第1項中「全部開示、一部開示、全部非開示、不存在及び存否非開示などの決定（以下「開示等の決定」という。）」を「開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定」に、「受理した日の翌日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条第5項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第12条第4項中「非開示決定」を「不開示決定」に、「非開示の理由」を「不開示の理由」に改め、同条第5項中「非開示決定」を「不開示決定」に、「非開示で」を「不開示で」に改め、同条第6項中「受理した日」を「開示請求があった日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第7項及び第8項中「非開示決定」を「不開示決定」に改める。

第15条第1項ただし書及び第25条第1項ただし書中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた開示請求に対する議長の開示義務及び

開示に係る手続その他の事項については、なお従前の例による。

議員提出第12号議案

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年 月 日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	ぬかが	和子
同	岡安	たかし
同	せぬま	剛
同	おぐら	修平
同	大竹	さよこ
同	土屋	のりこ
同	長澤	こうすけ

足立区議会議長 工藤 哲也 様

(提案理由)

東京都に対し、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求めるため、本案を提出する。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）

内閣府は令和４年１１月の月例経済報告において、景気は、緩やかに持ち直しているものの、先行きについては、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしており、小規模事業者を取り巻く環境も依然として厳しい状況にある。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、経営回復や事業継続への大きな支えとなっている。

未だに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症や、原油価格をはじめとする物価高騰が、区内小規模事業者の企業経営や区民生活に大きな影響を及ぼしている中で、東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、地域経済の回復に大きな影響を及ぼすことが強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、下記事項について令和５年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を２割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

東京都知事 あ て

議員提出第 13 号議案

介護保険制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 12 月 21 日

提出者

足立区議会議員	白	石	正	輝		
同	渡	辺	ひで	あき		
同	石	毛	かず	あき		
同	た	が	た	直	昭	
同	西	の	原	え	み	子
同	き	た	が	わ	秀	和
同	杉	本	ゆ	う		
同	銀	川	ゆ	い	子	

足立区議会議長 工 藤 哲 也 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、介護保険制度の改善を求めるため、本案を提出する。

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険制度は、２０００年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設されたが、経済的理由による介護サービスの利用控えや家族の介護に専念するために本業の仕事を辞めてしまう介護離職等の状況が存在している。また、介護事業所では深刻な人手不足と低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態を加速させている。

政府は３年に１度、円滑な保険給付実施のために介護保険制度の見直しを行っており、厚生労働省の社会保障審議会（介護保険部会）では、２０２４年度の介護保険制度改定に向けた検討を進めている。併せて、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会では、介護保険サービスの利用者負担を原則２割に引上げることや、要介護１・２の方に係る訪問・通所介護を地域支援事業へ移行すること、ケアプラン作成の有料化等を盛り込んだ素案を打ち出しているが、利用者の負担増や給付削減の提案が多い。

また、介護従事者に対する処遇改善が２０２２年２月から新たに開始されたが、全産業平均給与と比較すると、いまだに低い水準であり、さらなる処遇改善について検討を進める必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、検査及びワクチン接種体制の整備、在宅・施設介護での陽性者及びクラスターへの対応の支援や、介護事業所に対する公費での減収補填等は今後さらに必要である。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、介護保険制度の改善を図るため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

- １ 介護サービス利用料の引上げを行わないこと。
- ２ 要介護１・２の方に係る訪問・通所介護の地域支援事業への移行は行わないこと。

- 3 ケアプラン作成の有料化や福祉用具の貸与を購入に変更する等の見直しは行わないこと。
- 4 公費の全額投入により介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引上げること。
- 5 介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤解消等の人員配置基準の見直しを行うこと。
- 6 介護事業所に対する新型コロナウイルス感染症対策支援をさらに強化すること。
- 7 介護保険料及び利用料等の負担軽減や介護報酬の改善等、介護保険制度の抜本的な見直しを行い、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あ て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

議員提出第14号議案

緊急事態に関する国会審議等を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年 月 日

提出者

足立区議会議員	せぬま	剛
同	白石	正輝
同	新井	ひでお
同	長澤	こうすけ
同	くじらい	実
同	杉本	ゆう
同	高山	のぶゆき
同	鹿浜	昭
同	吉岡	茂
同	渡辺	ひであき
同	にたない	和
同	古性	重則
同	かねだ	正
同	工藤	哲也
同	ただ	太郎
同	伊藤	のぶゆき
同	しぶや	竜一

足立区議会議長 工藤 哲也 様

(提案理由)

緊急事態における関係法規の見直し等について、国会審議等を求めるため、本案を提出する。

緊急事態に関する国会審議等を求める決議（案）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり国民の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしている。特に、中小企業・小規模企業者の経営や雇用に対する深刻な影響を与えるとともに、医療提供体制においては、医療従事者や病床の不足により医療崩壊の危機に直面するなど、今まで想定されなかった事態も発生した。

また、近年、自然災害が頻発化・激甚化し、平成23年に発生した東日本大震災では、がれきの撤去や支援物資の輸送遅延などによる被災自治体の行政機能の停止が問題となった。そして、今後30年以内に高い確率で首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生も予想されている。

我が国では、これまで自然災害や感染症、その他の緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対応してきたが、今後、さらに重大な緊急事態が発生した場合は、従来の法体系では対応できない恐れがある。

感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震や豪雨災害などの自然災害はどこの自治体であっても被災地となり得る状況で、こうした緊急事態に強い社会をつくることが我が国の喫緊の課題となっている。

国家の最大の責務は、緊急事態において国民の生命・財産・暮らしを守ることであり、国民はそのための施策と法整備について、国会が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、緊急事態における関係法規の見直し等について、建設的かつ広範な国会審議を行うとともに、地方自治体の意見を尊重したうえで、国民的議論を喚起するよう強く訴える。

以上、決議する。

令和 年 月 日

足 立 区 議 会

第1	第105号議案	足立区個人情報保護法施行条例
第2	第109号議案	足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
第3	第106号議案	足立区客引き行為等の防止に関する条例
第4	第107号議案	足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
第5	第108号議案	足立区情報公開条例の一部を改正する条例
第6	第110号議案	足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例
第7	第122号議案	足立区職員の高齢者部分休業に関する条例
第8	第124号議案	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第9	第125号議案	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
第10	第113号議案	足立区地域学習センターの指定管理者の指定について
第11	第114号議案	足立区立図書館の指定管理者の指定について
第12	第115号議案	足立区地域体育館の指定管理者の指定について
第13	第116号議案	足立区東綾瀬公園温水プールの指定管理者の指定について
第14	第117号議案	足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
第15	第118号議案	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
第16	第119号議案	足立区辰沼一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
第17	第120号議案	足立区竹ノ塚駅公共駐車場の指定管理者の指定について
第18	第129号議案	足立区立花畑公園及び花畑公園桜花亭の指定管理者の指定について
第19	第121号議案	足立区立校外施設の指定管理者の指定について
第20	第131号議案	足立区立保育所の指定管理者の指定について
第21	第130号議案	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
第22	第111号議案	足立区こども未来創造館の指定管理者の指定について
第23	第112号議案	足立区西新井文化ホールの指定管理者の指定について
第24	第133号議案	令和4年度足立区一般会計補正予算(第9号)
第25	第134号議案	足立区長等の給料の特例に関する条例
第26	第135号議案	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第27	第136号議案	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
第28	受理番号 9	介護保険制度の改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情
	受理番号 13	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
第29	受理番号 2	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書を国に提出することを求める陳情
	受理番号 8	受動喫煙防止を求める陳情
	受理番号 15	障害者総合支援法に基づく精神障がい福祉サービスにおける認定調査員の平等性、公平性を確保するよう求める陳情
第30	元受理番号 3	命を守る熱中症対策の強化を求める陳情
	元受理番号 6	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
	元受理番号 7	子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願
	元受理番号 8	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願
	元受理番号 12	全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情
	元受理番号 15	医療的ケア児や重症心身障害児とその家族に対する日常生活支援サービスの向上を求める陳情
	元受理番号 21	健常児と障がい児が関わる時間を増やすインクルーシブ教育の拡大と医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる保育制度を求める陳情
	元受理番号 24	医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情
	元受理番号 26	綾瀬地区を文化的に環境整備することを求める陳情
	元受理番号 27	西新井駅及び周辺の改善を求める陳情
	2受理番号 2	ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出を求める陳情
	2受理番号 4	3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける相談窓口を早急に構築するよう求める請願

- 2 受理番号 5 足立区立小・中学校全ての給食調理場に空調設備の設置を求める請願
 2 受理番号 6 足立区立小・中学校全校の給食調理室に空調設備の設置を求める請願
 2 受理番号 8 新型コロナウイルスの収束まで区立施設の使用料の半減を求める請願
 2 受理番号 14 地方消費者行政拡充に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情
 2 受理番号 15 保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情
 2 受理番号 20 すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けた、男女共同参画・ダイバーシティ教育の推進を求める陳情
 2 受理番号 22 異性・同性パートナーシップ制度の制定に向けた取組の推進等に関する陳情
 2 受理番号 23 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度の導入等を求める陳情
 2 受理番号 25 足立区差別禁止条例の制定を求める陳情
 2 受理番号 26 区立中学の制服（標準服）のスラックス・スカートの選択制の導入及び区立学校で男女混合名簿を用いることを求める陳情
 3 受理番号 3 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願
 3 受理番号 5 花畑二丁目住宅地にある生コン工場の早期移転を求める陳情
 3 受理番号 7 花畑川の歴史と桜とSDGsな川づくりのための検討委員会設置を求める陳情
 3 受理番号 8 性犯罪をなくすための区立学校での性教育の充実を求める陳情
 3 受理番号 10 原爆暦77年7月以降に住民票等発行手数料を一部免除することに関する陳情
 3 受理番号 12 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情
 3 受理番号 13 厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することを求める陳情
 3 受理番号 18 足立区の小学校図書館の活動を更に充実させるために、小学校の図書館に直接雇用の図書館司書（支援員）の配置を計画的にすすめることを求める陳情
 受理番号 3 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について求める意見書を国に提出することを求める陳情
 受理番号 4 子どもの豊かな育ちを支えるため感染対策の見直しを求める請願
 受理番号 5 教育現場への感染症対策緩和についての請願
 受理番号 6 スクールアシスタント（旧介助員）制度の充実を求める請願
 受理番号 7 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情
 受理番号 10 公立小中学校の給食費無償化を求める陳情
 受理番号 11 中途養育者に関わる支援を求める請願
 受理番号 12 親のニーズに対応した待機児対策を強め、子どもたちのために質の高い保育を保障し、公立保育園31園を廃止しないことを求める陳情
 受理番号 14 希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情
 受理番号 16 都立高校入試にスピーキングテストの点数を加えることを中止し、次年度以降のスピーキングテストの中止を求める意見書を東京都に提出することを求める陳情
 第31 受理番号 17 新規火葬場建設に関する陳情
 受理番号 18 家庭用廃食油を区の事業として回収するよう求める陳情
 受理番号 19 都営住宅併設のシルバーピア事業の推進を求める陳情
 第32 議員提出第10号議案 足立区議会個人情報保護に関する条例
 第33 議員提出第11号議案 足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例
 第34 議員提出第12号議案 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
 第35 議員提出第13号議案 介護保険制度の改善を求める意見書
 第36 議員提出第14号議案 緊急事態に関する国会審議等を求める決議

令和4年12月21日

足立区議会議長

工藤哲也

令和4年第4回足立区議会定例会 文書質問提出者等一覧表

提出日	会派名	提出者名	質問内容
12月15日	自民党	長澤 こうすけ	① 出来る水害対策をなぜ始めないのか
12月16日	共産党	浅子 けい子	① 「住まい」について ② 障害者施策について
12月16日	共産党	西の原 えみ子	① 西新井駅東口周辺地区まちづくりについて ② 旧本木東小跡地問題について

※文書質問書提出期間

12月6日（火）～12月16日（金）

令和5年1月足立区議会会議日程〔閉会中委員会〕（案）

足立区議会事務局

月	日	曜	午 前	午 後
1	16	月	総務委員会（特別委員会室） 10時	
	17	火	区民委員会（特別委員会室） 10時	産業環境委員会（第3委員会室） 1時30分
	18	水	厚生委員会（特別委員会室） 10時	
	19	木	建設委員会（特別委員会室） 10時	
	20	金	文教委員会（特別委員会室） 10時	
	21	土		
	22	日		
	23	月	交通網・都市基盤整備調査特別委員会（第3委員会室） 10時	子ども・子育て支援対策調査特別委員会（特別委員会室） 1時30分
	24	火	災害・オウム対策調査特別委員会（第3委員会室） 10時	エリアデザイン調査特別委員会（特別委員会室） 1時30分
	25	水		
	26	木		
	27	金		
	28	土		
	29	日		
	30	月	議会運営委員会（第3委員会室） 各派幹事長会（第3委員会室） 10時 10時30分	
	31	火	全員協議会（特別委員会室） （令和5年度当初予算概要説明） 10時	

※ 委員会室は変更する場合がある。

◎ 令和5年第1回足立区議会定例会日程（案）

2月21日（火）～ 3月23日（木）（31日間）